

平成十六年六月八日受領  
答弁第一二二八号

内閣衆質一五九第一二八号

平成十六年六月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員内山晃君提出小泉純一郎首相の厚生年金加入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員内山晃君提出小泉純一郎首相の厚生年金加入に関する質問に対する答弁書

厚生年金保険及び健康保険の被保険者となるか否かについては、適用事業所と常用的使用関係にある就労者かどうかを基準として判断している。この場合における常用的使用関係は、就労者の労働日数、労働時間、就労形態、職務内容等を関係書類等によつて確認した上、これらを総合的に勘案し、個別具体的な事例に即して判断することとなるところ、御指摘の「首相答弁」をもつて、お尋ねの点について判断をすることは困難であると考えている。